



長運整第369号の2  
令和元年10月24日

自動車整備事業者 殿

北陸信越運輸局長野運輸支局長



### 令和元年台風第19号により被災した自動車整備事業者の取扱いについて

令和元年10月12日に上陸した台風第19号に伴う暴風雨により、整備工場が浸水、水没する等甚大な被害を受けた地域の自動車整備事業者は、今後、事業再開への取り組みが順次行われるものと思われませんが、様々な問題が山積し、早期の事業再開が難しい状況にあることが思慮されます。

しかし、被災した整備工場が事業再開までに多大な時間を要することは、自動車の点検整備や車検整備の実施を希望する地域住民の移動の確保や環境保全が損なわれる恐れがあるところです。

ついでには、台風第19号により被災した整備工場のうち、災害救助法の適用を受けた地域内に事業場を有する自動車分解整備事業者又は指定自動車整備事業者（以下「事業者」という。）であって、早期再開のため認証基準又は指定基準（以下「基準」という。）に定める設備の維持を一定期間猶予して欲しい旨の申し立てがあった場合には、下記により取り扱うこととしたので、了知をお願いします。

#### 記

#### 1. 基準猶予の申し立て

被災により基準に定める設備の維持ができなくなった事業場のうち、早期再開の見通しが立たない事業場を有する事業者は、事業場ごとに様式1の「申立書」を運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。この場合、運輸支局長は、申し立て内容について聞き取りを行い、基準猶予が必要と判断（別紙参照）した場合には様式2の「猶予措置事業者台帳」を作成する。

#### 2. 基準猶予の期間

猶予期間は月単位とし、届出日から1年以内を原則とするが、被災地域の復興状況に応じ、猶予期間の延長を行って差し支えないこととする。

#### 3. 基準猶予期間中の指導

運輸支局長は、基準を猶予した事業場に立ち寄る等により、分解整備の実施状況や基準猶予の状況確認を行うとともに、基準適合に向けた指導を行いその旨を様式2へ記載する。

様式 1 (認証工場用)

令和元年 月 日

長野運輸支局長 殿

事業者の氏名又は名称

---

事業場の名称 (認証番号)

---

事業場の所在地 (仮設等により一時的に移転の場合はその所在地)

---

#### 申立書

令和元年台風第19号により被災し、下記のとおり道路運送車両第80条に規定する認証基準を維持できなくなっていますが、早期改善に努めますのでご配慮の程よろしく申し上げます。

#### 記

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況 (天井の高さを含む)
2. 整備用作業機械の不備状況
3. 工員の不備状況
4. 基準適合予定日